新潟市特別職報酬等審議会
令和８年１０月２２日開催
資　料　２

新潟市特別職報酬等審議会条例

昭和３９年１０月１０日
条例第７９号

（設置）

第１条　市長の諮問に応じ，議会の議員報酬の額及び期末手当並びに市長及び副市長の俸給の額及び期末手当（以下「議員報酬等の額」という。），政務活動費の額等について審議するため，新潟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平１９条例１３・平１９条例７３・平２０条例５３・平２５条例４・平２５条例４６・平２７条例５３・一部改正）

（諮問等）

第２条　市長は，議員報酬等の額又は政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは，あらかじめ，当該議員報酬等の額又は政務活動費の額について審議会の意見を聴くものとする。

２　市長は，前項の規定にかかわらず，新潟市人事委員会が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第１項第５号の規定により給与に関する勧告をしたときは，議員報酬等の額について審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は，前２項に規定する場合のほか，必要があると認めるときは，教育長，企業管理者及び常勤監査委員の俸給の額並びに行政委員会の委員の報酬の額等について，審議会の意見を聴くことができる。

（平２５条例４６・平２７条例５３・一部改正）

（委員）

第３条　審議会は，委員１０人以内をもつて組織し，その委員は新潟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから，市長が委嘱する。

２　委員の任期は，２年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任をさまたげない。

（平１９条例７３・一部改正）

（会長）

第４条　審議会に会長を置き，委員の互選により定める。

２　会長は，会務を総理する。

３　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ，会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は，会長が招集する。

２　審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は，総務部において処理する。

（平４条例１・平１８条例８９・一部改正）

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　新潟市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（平成２７年新潟市条例第５３号）の施行の日において現に審議会の委員である者の任期は，第３条第２項の規定にかかわらず，平成２８年７月３１日に満了する。

附　則（昭和４１年条例第２５号）抄

（施行期日）

1　この条例は，昭和４１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５０年条例第５４号）

この条例は，昭和５１年６月１日から施行する。

附　則（昭和５１年条例第４号）

この条例は，昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第１号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年条例第８９号）抄

（施行期日）

1　この条例は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年条例第１３号）

この条例は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年条例第７３号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２０年条例第５３号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２５年条例第４号）抄

（施行期日）

1　この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（平成２５年３月１日）から施行する。

附　則（平成２５年条例第４６号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２７年条例第５３号）

この条例は，公布の日から施行する。